【規程番号　行法Ｖ－009】

子の看護等休暇・介護休暇に関する内規

（趣　旨）

第１条　行吉学園育児休業等規程第 15 条に規定する子の看護等休暇（以下「看護等休暇」という。）及び行吉学園介護休業等規程第 11 条に規定する介護休暇に関して、以下のとおり内規を定める。

（対象者）

第２条　小学校３学年修了前の子を養育する教職員は、その申出に基づき、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子の予防接種や健康診断、感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式のために看護等休暇を取得することができる。

２　要介護状態にある家族を有する教職員は、その申出に基づき、当該家族の介護その他の世話をするため介護休暇を取得することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、労使協定により除外された１週間の所定労働日数が２日以下の教職員は本内規の対象者としない。

（休暇日数）

第３条　看護等休暇の日数は、当該子が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき 10 日を限度とする。

２　介護休暇の日数は、当該家族が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき 10 日を限度とする。

３　前２項に規定において１年間とは、４月１日から翌年３月 31 日までの期間とする。

（休暇の取得単位）

第４条　看護等休暇及び介護休暇の取得は、１日又は時間単位とする。

（時間単位の取得）

第５条　時間単位の看護等休暇及び介護休暇（以下「時間休暇」という。）は、１時間単位で取得できるものとする。

２　時間休暇として取得した看護等休暇又は介護休暇を日に換算する場合は、８時間をもって１日とする。ただし、勤務時間の短縮措置を受ける者にあっては、８時間から学園が承認する短縮時間を減じた時間とする。

（申出手続）

第６条　看護等休暇又は介護休暇を取得しようとする者は、子の看護等休暇申出書又は介護休暇申出書により、原則として取得日の前日までに学長及び園長又は所属長に申出なければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに申出るものとする。

２　学園は申出者に対して子の看護等又は対象家族の介護の事実を証明することができる

書類の提出を求める場合がある。

（給　与）

第７条　看護等休暇又は介護休暇期間中の給与は支給する。

（在職年数の取扱い）

第８条　看護等休暇又は介護休暇期間は、在職年数に算入する。

附　則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

1　この内規は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2　この内規の施行日における当該休暇の 1 日未満の端数については、4 時間として換算する。

附　則

この内規は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。